

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、持株会社制を導入しており、持株会社である当社のもと、中核事業会社である日本軽金属株式会社および東洋アルミニウム株式会社の2社を中心に、事業活動を展開しております。その中において、当社は、グループ全体の戦略の立案・決定、経営資源の戦略的な配分、事業会社の経営監督等を通じて、持続的な成長と競争力の強化を図ることにより、企業価値の増大を目指しております。

当社は、グループの経営を統括する立場から、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題と位置づけ、以下の体制を構築しております。

当社は執行役員制度を採用しているため、取締役数は12名（うち社外取締役2名）と簡素化が図られており、取締役会の機動的な運営、充実した審議を可能にしております。また、取締役・執行役員の使命と責任をより明確にすべく、その任期は1年としております。

また、監査につきましては、当社は監査役制度を採用しております。監査役は、現在6名（うち社外監査役3名）としております。監査役は監査役会を構成し、監査役監査の基準に準拠して監査方針、監査計画等に従い、取締役会をはじめ社内の重要な会議に出席するなど、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立した機関として、取締役の職務執行を監視できる体制としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	61,927,000	11.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	27,592,000	5.06
第一生命保険株式会社	20,001,000	3.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	15,771,000	2.89
朝日生命保険相互会社	15,000,000	2.75
公益財団法人軽金属奨学会	14,910,000	2.74
日軽ケイユー会	14,482,188	2.66
株式会社みずほコーポレート銀行	11,263,736	2.07
滑川軽鋼株式会社	8,495,000	1.56
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほコーポレート銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	8,435,000	1.55

支配株主（親会社を除く）の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特になし

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i		
飯島 英胤	他の会社の出身者										○	
小野 正人	他の会社の出身者					○					○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
飯島 英胤	○	・飯島氏は東レ株式会社の特別顧問であるほか、社団法人日韓経済協会の名誉会長を兼任しております。 ・同氏を独立役員に指定しております。	飯島氏は、基礎素材の製造業の経営に長年携わっており、幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると考えております。 同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号a(a)乃至(e)及び大阪証券取引所の有価証券上場規定に関する取扱要領11の4(5)a乃至eのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性があると判断しております。
小野 正人		・小野氏は株式会社トータル保険サービスの代表取締役社長を兼任しております。	小野氏は、金融機関の経営に長年携わっており、幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは当社経営の公正性確保に資すると考えております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	7名

監査役の人数

6名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、相互の独立性を維持しつつ、監査対象、監査方法等に関し、必要に応じ意見交換を行い情報の共有に努めるなど、効率的な監査を実施するための連携を取っております。
 監査役と内部監査を担当するCSR・監査統括室は、相互の独立性を維持しつつ、監査対象、監査方法あるいはリスクの状況等に関し、必要に応じ意見交換を行い情報の共有に努めるなど、効率的な監査を実施するための連携を取っております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
藤田 謙	他の会社の出身者				○				○	
和食 克雄	他の会社の出身者								○	
結城 康郎	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
藤田 謙	○	・藤田氏は富士急行株式会社の社外取締役の他、日本ゼオン株式会社などの社外監査役を兼任しております。 ・同氏を独立役員に指定しております。	藤田氏は、生命保険会社の経営に長年携わっており、そうした幅広い経験と高い知見を当社の監査業務に活かしていただくことは、当社の監査体制の充実・強化に極めて有効と考えております。 同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号a(a)乃至(e)及び大阪証券取引所の有価証券上場規定に関する取扱要領11の4(5)a乃至eのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性があると判断しております。
和食 克雄	○	・和食氏を独立役員に指定しております。	和食氏は、公認会計士としての長い経験を持ち、会計業務に精通した専門家としての立場で当社の監査業務に携わっていただくことは、当社の監査体制の充実・強化に極めて有効と考えております。 同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号a(a)乃至(e)及び大阪証券取引所の有価証券上場規定に関する取扱要領11の4(5)a乃至eのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性があると判断しております。
結城 康郎	○	・結城氏を独立役員に指定しております。	結城氏は、当社と顧問関係のない完全に独立した立場の弁護士であります。監査体制の充実・強化のためには、会社法等の法律に精通した法律家を社外監査役として招聘することは、極めて有効と考えております。 同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号a(a)乃至(e)及び大阪証券取引所の有価証券上場規定に関する取扱要領11の4(5)a乃至eのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性があると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

なし

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役の任期は1年であり、重任取締役の新年度報酬については、過年度の業績等を評価の上、決定いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める旨定款で規定されており、また、設立から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬総額は297百万円以内とする旨、定款で定めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の事務局は企画統括室とCSR・監査統括室法務担当が担当しており、取締役会付議事項に関し、資料の事前配布に努めるとともに、特に重要性の高い案件については、事前説明を行います。
監査役を補助する専任のスタッフとしては、監査役業務室が担当いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

〔現状の体制の概要〕

当社は取締役会および監査役会設置会社であります。社外取締役の積極的選任に努めており、取締役12名のうち、2名は社外取締役です。また、業務を執行する機関として、執行役員を置いております。

取締役会は、取締役会は原則として毎月1回開催されており、当社グループの経営上の基本的事項および重要事項に関する意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況について監督を行っております。

グループ経営会議は、代表取締役社長の意思決定を補佐するための機関として、当社グループ経営に関する方針、経営執行に関する重要案件を審議・決定いたしますが、特に重要な事項については取締役会にて決定いたします。

当社は社外監査役の積極的選任にも努めており、監査役6名のうち3名は社外監査役です。監査役会は、原則として年6回以上開催され、様々な分野において経験・見識が豊富な社外監査役の参画を得て、経営に対する独立性を維持しつつ、的確な監査を実施しております。また、監査役の監査を支える監査役業務室には、取締役の指揮命令に服さない専任の人材を配置しております。

監査役監査につきましては、コーポレート・ガバナンスの実効性を高める観点からコンプライアンス、リスク管理、情報の適時開示等、内部統制の状況について監査を実施いたします。

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人が会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を担当いたします。

また、内部監査につきましては、CSR・監査統括室が年間の監査計画に基づいて社内各部門および子会社・関係会社に対して行う業務執行に関する監査のほか、コンプライアンス、環境など、内部統制の有効性等に関する内部監査を実施し、適切性、有効性を検証の上、必要に応じて改善・是正の提言を行います。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

〔現状の体制を採用している理由〕

当社は、社外取締役と監査役会が、各々の観点から経営監督にあたる体制が有効と考え、監査役会設置会社としております。
また、経営の監督機能と業務執行機能の分化、社外取締役および社外監査役の積極的選任等により、執行機能の監督、取締役の相互監視、さらに社外監査役を含む監査役の監査によって、経営の健全性が確保されていると考えています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の招集通知は、総会開催日の3週間前を目途に「早期発送」を行います。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使制度を導入いたします。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用による議決権行使制度を導入いたします。
その他	招集通知等の当社ホームページへの掲載を行うほか、株主総会会場において映像や音声を用いて事業の報告や議案の説明を行うなど、株主の皆様にご理解を深めていただく工夫をいたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報開示方針」を作成し、ホームページ上で公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	説明会は毎年2回、決算発表(年度および中間)の後、開催いたします。 また、経営戦略に関する重要事項がある場合は、必要に応じて説明会を開催いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページでは、決算短信、決算説明会資料、アニュアルレポート、株主通信(事業報告)、有価証券報告書、ファクトブック等のIR資料を掲載いたします。 IRページのURLは次のとおりです。 http://www.nikkeikinholdings.co.jp/pages/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署として、企画統括室広報・IR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの経営方針である「日軽金グループの経営方針」では、基本方針第6項で「株主・取引先・従業員・地域社会に対し、調和の取れた経営を行い、社会的に尊敬に値する企業グループを目指す」と規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、グループ経営方針の基本方針第9項において「地球環境問題に対しては、関係法令の遵守はもとより、環境方針を掲げて主体的かつ積極的に取り組む」と規定しており、環境保全を含むCSR活動を統括する部署として「CSR・監査統括室」を設置しております。具体的取組み内容は、毎年発行する「CSR報告書」で紹介してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	グループ経営方針の基本方針第11項で、「企業情報を適切に管理するとともに、広く社会とのコミュニケーションに努め、情報を適時かつ適切に開示する」と規定しており、これに基づいて適時開示に関する規程等を整備しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制システムに関する基本的な考え方>

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に図るため、当社のビジネスプロセスにおけるリスク管理、法令等遵守、業務の効率化、適正な財務活動を目的とする、当社グループ構成員全員の職務遂行に対する内部統制システムの充実が重要であると考えております。

当社は、グループ経営方針で定める会社の目的の達成のため、平成24年10月1日開催の取締役会において次のとおり内部統制システム整備の基本方針を決議しました。今後も適宜改定を行い、この整備を推進してまいります。

<内部統制システム整備の基本方針>

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社から成る企業集団の取締役、執行役員および従業員が、コンプライアンス(法令、会社規則、企業倫理等の遵守)に則った行動をとるために、グループ経営方針およびグループ・コンプライアンスコード(企業行動憲章)を定め、その推進を図る。

企業集団の事業活動におけるコンプライアンスの確保を図るため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス所管部署を配し、実務面での実践を徹底する。

企業集団におけるコンプライアンスに反する行為を早期に発見し是正することを目的として、通報者の保護を徹底した内部通報制度(ホットライン)を設置、運用する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、警察等関係機関とも連携し毅然と対応していく。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

企業集団における取締役の職務の執行に係る情報については、その保存媒体(文書および電磁的記録)を会社規則に基づき適切に保存および管理するとともに、監査役からの請求に応じて随時提供するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業集団における様々なリスク(損失の危険)に対して、管理体制、管理手法等を定めたグループ規則を定め、リスク管理について組織的な対応を行う。

特に、当社グループ事業の特性上重要度の高い品質管理、環境保全、災害対策等のリスク管理については、横断的な取り組みを推進する権限と責任を有する統括役員および主管部署が、規程等を整備し、企業集団の各部門における管理状況の把握・評価に努めるとともに、必要に応じて指導する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

企業集団の事業の推進における効率性を確保するために、以下に記載する経営管理システムにより、組織的な対応を行う。

(1)グループ経営会議による意思決定

企業集団全体に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を行うための仕組みとして、代表取締役社長、取締役等で構成されるグループ経営会議を組織し審議する。

(2)中期経営計画、年度予算、業績管理

目標の明確な付与、採算管理の徹底を通じて事業競争力の強化を図るため、当社単独および連結の目標値を中期経営計画、年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行う。

(3)内部監査体制

当社代表取締役社長直属の内部監査を所管するCSR・監査統括室を置き、企業集団の事業活動の全般にわたる管理・運営の制度および実施状況の有効性および妥当性の監査を実施し、その結果に対して必要な改善事項を指摘することにより、改善状況のフォローアップを行う。

5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における業務の適正を確保するための体制整備としては、1. から4. に規定するほか、以下に記載のとおりとする。

(1)子会社の経営については、その自律性を尊重しつつ、子会社管理に関する会社規則に基づき、適切な経営管理を行う。

(2)当社の取締役、監査役、執行役員または従業員が子会社の監査役に就任し、会計監査および業務監査を実施する。

6. 財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制

企業集団における財務報告の信頼性および適正性を確保し、かつ金融商品取引法が定める内部統制評価制度への適切な対応を実施するため、内部統制システムを構築する。また、このシステムが有効かつ適正に機能していることを継続的に評価し、不備に対する必要な是正措置を講ずる。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社監査役の職務を補助する組織として監査役業務室を設置し、取締役の指揮命令に服さない専任の使用人を置く。また、CSR・監査統括室等に所属する使用人も監査役の職務を補助する。

監査役業務室の使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分ならびに監査役業務室の組織変更については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社監査役に報告すべき事項は以下に記載のとおりとし、報告方法等については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

(1)会社に著しい損害もしくは信用の低下を及ぼす恐れのある事項

(2)毎月の経営状況として重要な事項

(3)内部監査状況および損失の危険の管理に関する重要な事項

(4)コンプライアンスに反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合は、その事実

(5)子会社に関し、(1)から(4)に該当する重要な事項

当社常勤監査役は、グループ経営会議、コンプライアンス委員会他重要な会議に出席することができる。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役に対して、取締役、執行役員および従業員からヒアリングを実施する機会を提供するとともに、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

<内部統制システムの整備状況>

1. 経営者による内部統制に関する体制・環境の構築

当社では、CSR・監査統括室を内部統制システムの基盤整備の推進組織として位置付けており、当社グループにおける内部統制の状況・問題点の把握、基本方針の検討、社内事業ユニットおよび関係会社への指導等を行います。

また、監査役の職務を補助する組織として、「監査役業務室」を設置しております。

2. 内部統制システムにおける成果の検証の仕組み、経営への貢献度

内部統制システムの成果の検証につきましては、公表されました監査実施基準などを参考にし、効果的な検証ができる仕組みを整備してまいります。

3. コンプライアンス体制の整備の状況

コンプライアンス体制につきましては、企業の社会的責任をより一層明確にし、社内の推進体制を効率的かつ効果的なものにするため、グループ経営会議のもとでの実施機関として「コンプライアンス委員会」を設置しており、現在コンプライアンス委員会委員長には代表取締役社長が当たっております。

さらに、当社では、グループ経営方針に基づき「グループ・コンプライアンスコード」を制定しており、グループ構成員への周知徹底を図るため、当社グループのイントラネットに掲載するとともに、「グループ経営方針・コンプライアンスハンドブック」として構成員一人一人に配布しております。また、取締役・使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制として「ホットライン(内部通報制度)」を設置しております。

また、コンプライアンスに関する啓蒙活動としまして、構成員が普段の業務の中でコンプライアンスを意識し、職場の中で忌憚なくコンプライアンスについて意見交換ができる雰囲気作りが重要との考えから、職場単位でコンプライアンスミーティングを行ってまいります。

4. リスク管理体制の整備の状況

企業集団全体のリスク管理に関しましては、「グループ・リスク管理規則」を制定しております。同規則では特に、1. 製品・サービスの欠陥、2. 環境問題、3. 災害(自然災害・事故災害)、4. 情報システム問題などの重点対策リスクについて、主管部署および管理方針を定め、体制整備をすすめてまいります。

5. 情報管理体制

企業集団における取締役の職務の執行に係る情報につきましては、その保存媒体(文書および電磁的記録)を会社規則に基づき適切に保存および管理するとともに、監査役からの請求に応じて随時提供いたします。

当社グループでは、グループ経営会議決定書、各委員会議事録、部内専決(稟議書)等の決裁書類(関連資料、データ類を含む)の保存・管理基準等を定めた「重要な決定に係る文書の保存・管理に関する規則」を制定しており、社内関係部署およびグループ会社は、これに基づき、各部門、各グループ会社における情報の保存基準の見直しを行い、実施してまいります。

6. 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法および金融庁が定める評価・監査の基準・実施基準に沿った内部統制の整備および適切な運用を進め、財務報告の適正性を確保するための体制の強化を図ってまいります。

7. 企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備

当社グループの内部統制システムの整備につきましては、当社における内部統制システムの整備と並行して実施してまいります。各社の経営の自律性を尊重しつつ、グループとしての連携、有機化を図っていくために、グループ経営連絡会などを通じ、グループ全体の体制整備を推進してまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社およびグループ従業員全員に配布、徹底している「グループ経営方針・コンプライアンスハンドブック」において、反社会的勢力のみならず、外部からの不当な要求に対しては毅然とした態度で接する旨を明文化するとともに、人事・総務・経理統括室総務担当を対応総括部署として、警察を含む外部専門機関、弁護士との連携をはかり、情報収集や研修・啓蒙活動に取り組んでまいります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

< 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 >

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えます。

したがって、当社は、特定の者またはグループ(特定の者またはグループを以下「買付者」といいます。)による、当社の財務および事業の方針の決定を支配することを目的とする当社株式の大規模な買付行為や買付提案であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、買付者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものです。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために合理的に必要な時間や情報を提供しないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不相当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれが認められる場合には、当該買付者を当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと判断すべきであると考えます。

< 不適切な者による支配の防止に関する取組み(本プランの内容) >

1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記に述べた基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

特に当社グループの場合、アルミの素材から加工まで事業分野が多岐にわたっているため、外部者である買付者からの提案を受けた際に、株主の皆さまが限られた時間の中で当社グループの有形無形の経営資源、幅広い事業が有機的に結合して生み出すシナジー効果などを適切に評価したうえで、買付者の提案が企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響について、短期間のうちに的確な判断を行うことは容易ではないと思われず。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大規模な買付行為がなされた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆さまがご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者と交渉すること等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えています。

このため、当社は、大規模買付行為を行う際の情報提供等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、上記のような不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本プランを導入することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについても事前に当社取締役会が同意し、かつ公表したものを除き、また市場取引、公開買付(注3)等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

注1: 特定株主グループとは、

(1) 当社株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または、

(2) 当社株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2: 議決権割合とは、

(1) 特定株主グループが、注1の(1)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も加算するものとします。)または、

(2) 特定株主グループが、注1の(2)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3: 公開買付とは、金融商品取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。

3. 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置をとるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、特別委員会規程を定めるとともに、特別委員会を設置することといたしました。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者(注)のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任します。設置当初における特別委員会の委員は、社外取締役として飯島英胤氏、社外監査役として和食克雄氏、同じく結城康郎氏が就任いたしました。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを判断するに先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるとします。

注: 社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の誓約を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ア. 大規模買付者の名称、住所
- イ. 設立準拠法
- ウ. 代表者の氏名
- エ. 国内連絡先
- オ. 提案する大規模買付行為の概要
- カ. 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨を公表し、必要に応じその内容について公表します。

(2) 大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)のア. からカ. までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項(以下「評価必要情報」といいます。)(以下「評価必要情報リスト」といいます。))を交付し、大規模買付者には、評価必要情報リストの記載に従い、評価必要情報を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆さまのご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ア. 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます。)(の概要(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。))
- イ. 大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。))
- ウ. 大規模買付行為の価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。))
- エ. 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。))
- オ. 大規模買付行為の完了後に想定している役員候補(当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。))、当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- カ. 大規模買付行為の完了後に予定する当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し評価必要情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、上記に基づき、当初提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定め、評価必要情報が揃うまで追加的な情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が提供されたものと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに、後記(3)の取締役会による評価・検討等を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、特別委員会に提出するとともに、株主の皆さまのご判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。))として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下のア. からク. のいずれかに該当し、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断し、かつ対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記(1)に記載の対抗措置の発動を決定することができるものとします。

ア. 真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると思われる場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)

イ. 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っていると思われる場合

ウ. 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っていると思われる場合

エ. 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っていると思われる場合

オ. 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。))等の、株主の皆さまのご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

カ. 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件(買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限りません。))が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして不十分または不適切であると判断される場合

キ. 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他のステークホルダーとの関係を破壊する等に

よって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

ク、大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 取締役会の決議および株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、上記(1)または(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段をとるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の皆さまの意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)の開催を要請する場合には、株主の皆さまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下「株主検討期間」といいます。)として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主意思確認総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主意思確認総会の開催等を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主意思確認総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した評価必要情報、評価必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆さまに対し、株主意思確認総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示します。

株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議等がなされた場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議等に従うものとします。したがって、当該株主意思確認総会が対抗措置を発動することを否決する決議等がなされた場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。また、当該株主意思確認総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主意思確認総会の結果は、適時適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記4.(1)「大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間の合わせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後のみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会または株主意思確認総会において具体的対抗措置を講ずることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の意見または勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当の中止、または新株予約権無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します)の方法により対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

6. 本プランによる株主の皆さまに与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆さまに与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆さまは、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆さまが適切なご判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.「大規模買付がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆さまに与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、または大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断され、かつ対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがあります。

しかしながら、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆さま(大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者、および大規模買付ルールを遵守した場合であっても当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿に記録されている株主の皆さまに対して割当を実施します。株主の皆さまは引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなるため、申込みや払込み等の手続は必要ありません。ただし、この場合、当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆さまに対し、別途ご自身が新株予約権者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則等に基づき別途お知らせいたします。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の効力発生日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式等の売買等を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、平成24年10月1日より発効することとし、有効期限は平成25年6月30日までに開催される当社第1回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、発効した後であっても、1.当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、2.当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて更新、変更、廃止等の決定を行った場合には、その変更内容等を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆さまに不利益を与えない場合には、必要に応じて特別委員会の賛同を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

<本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)>

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足し

ています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記の1.「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまがご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

3. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見の取りまとめ、代替案の提示、もしくは大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、独立した第三者である外部専門家の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、

また、その勧告内容の概要については株主の皆さまに公表することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

4. デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役任期は1年のため、本プランは、スロー・ハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・適時開示体制の概要

1. 適時開示に関する基本方針と社内規則

当社は、グループ経営方針において、事業活動を通じて、広く社会に貢献することを謳い、その基本方針の一つに「企業情報を適切に管理するとともに、広く社会とのコミュニケーションに努め、情報を適時かつ適切に開示する」と規定しております。

この基本方針に基づき、当社では、当社グループ全社に適用される「適時開示およびインサイダー取引防止に関するグループ規則」（以下、規則）を定め、会社情報の適切な管理、報告とインサイダー取引の未然防止に努めており、適時開示については、開示義務情報の定義、開示決定に至る手続き、報告体制、漏洩防止等について規定しております。

また、当社では、グループ経営方針をグループの全社員に配布し意識の高揚を図るとともに、規則に関してはグループ内電子掲示板に掲載することにより周知徹底を図っております。

2. 社内規則に基づく適時開示体制

当社では、規則において、企画統括室管掌役員を「情報取扱担当役員」、企画統括室広報・IR担当を「情報開示担当」と定め、適時開示の対象となる可能性のある決定事実、発生事実、決算に関する情報について、証券取引所が定める適時開示規則に則り、関連部署と適時開示の可否を協議・確認し、適時かつ適切に開示してまいります。

その情報の報告体制として、規則では、当社および日本軽金属株式会社の事業グループ長・部門長および日本軽金属株式会社以外の子会社社長は情報連絡担当者として、常に所管部門における開示義務情報の有無を確認し、報告する義務を負わせ、事象ごとにグループ内の速報・報告体制を整備しております。

決定事実に関する情報は、関係者に内部情報取扱いに関する誓約書の提出を求めるとともに、適切な管理を行い、当社取締役会において承認された後、適時・適切に開示いたします。

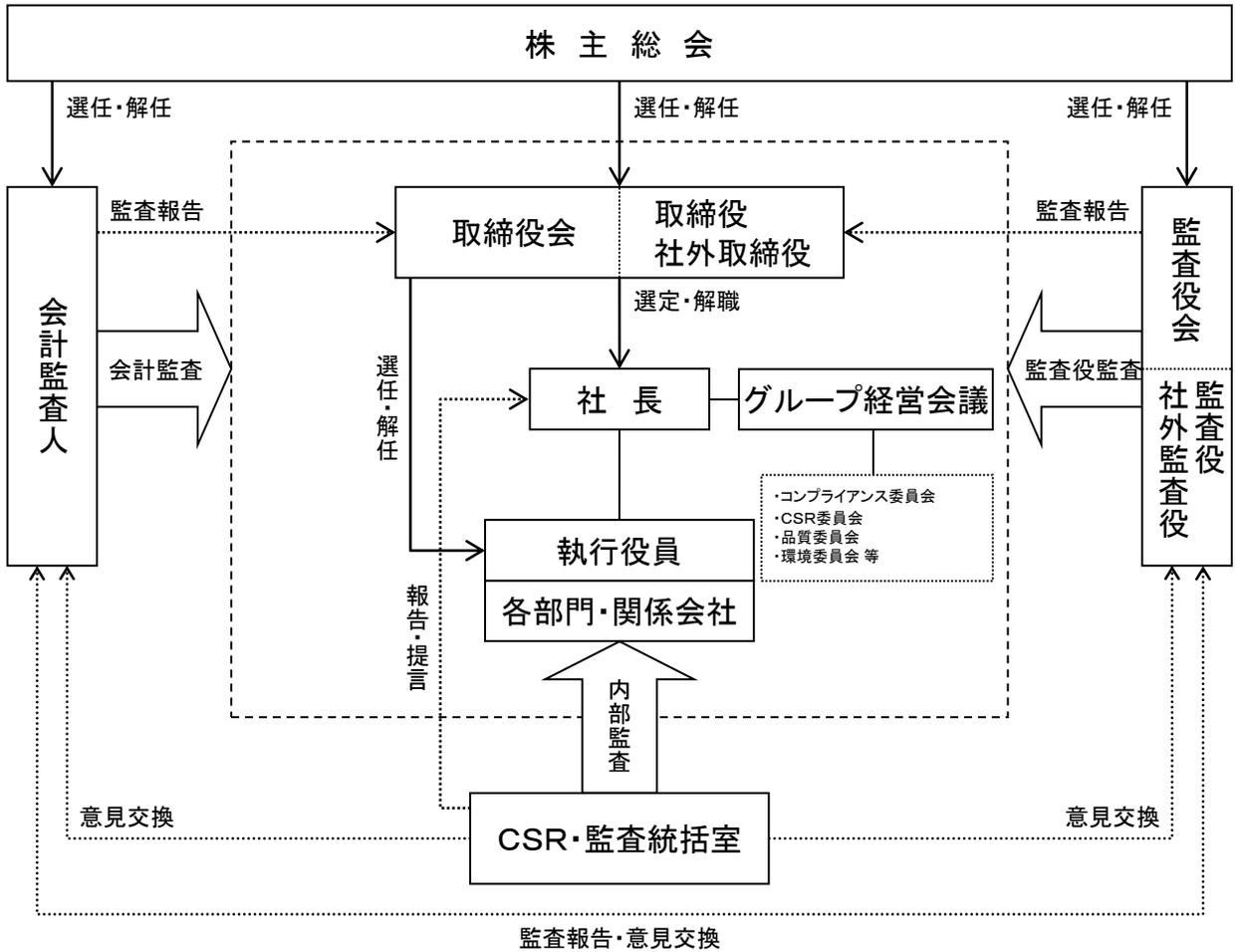
発生事実に関する情報は、開示基準（重要性基準）に該当しないことが明らかでない場合も含め、関係部署と情報開示担当部署との確認の後、当社代表取締役社長の決定により適時・的確に開示いたします。

決算に関する情報については、人事・総務・経理統括室経理担当が作成し、グループ経営会議および取締役会で承認された後、速やかに開示いたします。

（別紙1）コーポレート・ガバナンス体制の模式図

（別紙2）適時開示体制の模式図

(別紙 1) コーポレート・ガバナンス体制の模式図



(別紙 2) 適時開示体制の模式図

